

各部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

平成25年度予算の編成について（依命通達）

本県は、全国一厳しい財政状況から脱却し、持続可能な財政構造を確立するため、他に先駆けて厳しい行財政改革に全庁挙げて取り組んできているところであるが、これまでの取組により、平成24年度当初予算では、歳入・歳出が均衡し、23年度に引き続き2年連続で収支不足が生じない予算を編成することができるなど、収支不足は大幅に改善し、危機的な財政状況からは脱却できる見込みが立ちつつある。一方で、25年度以降、年数十億円規模の収支不足が見込まれており、引き続き厳しい財政状況に変わりはなく、社会保障関係費の増大や世界的な経済動向の不透明感など社会経済情勢も予断を許さない状況にある。

また、社会保障・税一体改革の制度設計の内容や国の行革の地方への波及、地方財政対策の動向等も注視する必要がある。

このような状況の中、平成25年度予算編成においては、これまでの改革の成果を今後とも維持するとともに、不断の改革に取り組み、財政規律を守った持続可能な財政運営を行う一方で、本県が直面している課題に対応するために、知恵と工夫を凝らし、事業の選択と集中の徹底を図る必要がある。

以上のような基本認識を踏まえ、平成25年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

記

1 全般的事項

- (1) 年間総合予算を編成するものとする。
- (2) これまでの改革の取組を踏まえた予算要求を行うこと。
- (3) 別途通知する「平成25年度政策重点指針」に基づき、必要性・緊急性の高い施策について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。
- (4) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、各部局の関連施策事業を相

互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。

- (5) 現場の声や発想を素早く反映させるなど、スピード感のある県政の推進に努めるとともに、民間にできることは民間に任せるなど、行政のスリム化に努めること。
また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (6) 更なる創意工夫を凝らし、引き続きあらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
- (7) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (8) 今後、国の予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。
また、収入率の向上のために、差し押さえなどの迅速な滞納整理等を積極的に行っていくこと。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図ること。
- (6) 財産収入については、処分可能な財産、物品等については積極的に整理するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 寄付金については、ふるさと納税制度を活用し、積極的に普及啓発に努めること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (10) 公営住宅使用料、中小企業高度化資金貸付金をはじめとする県税以外の滞納債権については、一定の配慮が必要な場合には留意しつつ、法的な手段も積極的に活用しながら、最大限回収することとしたうえで、的確な見積もりを行うこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 社会経済の変化に伴い、現行の予算区分と歳出構造の実態との乖離が見られるため、区分の見直しを行うこととし、事業区分ごとに次の基準により要求を行うこと。

ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

イ 一般行政経費（事業費・運営費）

本県の成長・発展のため、別途通知する「平成25年度政策重点指針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果などの観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

上記施策・事業等の財源を確保するために、

- ・ 事業費については、行革による一般施策の見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、これまでの実績を踏まえた経費節減の徹底などにより、一般財源ベースで24年度当初予算額の98%を要求上限とする。
- ・ 運営費については、行革による施設の維持管理経費などの見直し内容の維持、見積もり方法の検証、経費削減の徹底などにより、事業費ベースで24年度当初予算額の98%を要求上限とする。

このほか、運営費については、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額の要求を認めることとし、施設修繕経費等は、原則として要求上限内での要求とする。

ウ 投資的経費（公共事業等費）

防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を進めるとともに、今後見込まれる道路・橋梁等のインフラの老朽化に対応し、新設改良と維持管理に係る予算配分を部局が柔軟に管理できるよう、道路・橋梁等に係る維持修繕経費を投資的経費に含めることとし、補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで24年度当初予算額と同額を要求上限とする。

なお、維持修繕経費は、一般財源ベースで24年度当初予算額の110%までの要求を認めるものとするが、充当する特定財源の総額は24年度当初予算額を上限とする。

このほか、一定規模以上の建築公共事業（倉敷警察署庁舎建替整備事業、倉敷地域等新設特別支援学校整備事業、県立学校の耐震化）は個別管理とし、必要所要額を精査した上で要求を認める。

(2) 上記要求基準に併せ、次の点に留意のうえ要求を行うこと。

ア 義務的経費については、必要最小限の所要額とし、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減などに応じ必要最小限を見積もること。

なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。

- ・ 公債費については、近年の金利水準を踏まえ、金利変動リスクを勘案し

つつ、適切な要求を行うこと。

- ・ 社会保障関係費については、国の制度変更等に十分留意し、要求を行うこと。

イ 一般行政経費（事業費）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 国庫補助事業においては、新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。
- ・ 補助率の変更等による任意の県費つぎ足しなどは行わないこと。
また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。
- ・ 県単独の補助金や貸付金については、必要性・緊急性・効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定すること。
- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。

ウ 一般行政経費（運営費）については、あらゆる創意と工夫を凝らし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。

エ 投資的経費（公共事業等費）については、事業の緊急度、投資効果、地方負担額の状況、内示見込額等を勘案のうえ、見積もること。

(3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更及び保守・運用など情報化に関する予算要求については、情報政策課に協議し、十分調整を行うこと。

(4) 大規模施設建設事業評価システム及び公共事業事前評価システムの対象事業については、各々の評価制度に基づく評価結果に従い、適切な要求を行うこと。

4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。